

**練馬区立光が丘第四保育園運営業務  
委託業者選定に係る措置請求監査結果**

(平成 20 年 2 月)

**練馬区監査委員**

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

- 練馬区 A
- 練馬区 B
- 練馬区 C
- 練馬区 D
- 練馬区 E
- 練馬区 F

### 2 請求書の提出

平成 19 年 12 月 11 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 練馬区がきちんとした説明責任を果たしていないまま公募を強行することは違法・不当である。

(ア) 平成 19 年 6 月 30 日の説明会は、不安を解消する十分な説明であると感じられない。在園親子の都合などまったく考慮することなく、在園の親子にとって出席しにくい平日の夜に一方的に説明会を設定して、形式的な説明責任を果たしたような体裁だけを整えて公募を強行しようとしている。

(イ) 光が丘第四保育園を委託化の対象とした合理的理由が示されていない。選定基準が不明朗であり、説得力ある行政計画といえない。

(ウ) 同時期に予定されていた豊玉第二保育園の委託時期は 1 年後に延期された。光が丘第四保育園だけが強行される合理的理由がないし著しく不公平で差別的扱いである。

(エ) 説明責任の瑕疵がある。対象園の公表から公募までの 6 ヶ月の短期間に個別説明会を 2 ~ 3 回という当初計画は、保護者ならびに区民の理解を得られるのに必要な回数ではない。

(オ) 平成 19 年 12 月 7 日と同月 9 日に一方的に強行された説明会は、同一内容を反復するのみで到底説明責任を果たしているとはいえない。

(カ) 個別説明会を強引に開こうとする練馬区の姿勢は、公募の机上スケジュールにあわせて、形式だけ説明責任を果

たしたと見せかけるためだけの不当な行政行為であり、この程度の形式的説明をもって公募を強行することは違法である。

イ 練馬区が第一次委託化のきちんとした検証をしないまま公募を強行するのは違法・不当である。

(ア) 光が丘第八保育園の混乱した状況がつぶさに保護者に伝わっており、不安を解消するだけの説明(混乱の根本原因は何か)が明示されていない。

(イ) 第一次委託化の検証結果は表面的なもので、子どもへの影響など何ら検証されていない。この検証には、当該園保護者はもちろんのこといかなる意味でも区民は参画していないまま突然発表された。検証結果は、著しく不合理、不適切で区民への説得力に乏しい。

(ウ) 公募から準備委託までの期間は、応募事業者側から見ても不十分で、限られた数社の株式会社の応募しか考慮していない計画である。社会福祉法人をはじめとする良心的に民間既存認可園を運営している事業者の多数をあらかじめ排除する計画である。

ウ 子どもたちと保護者を無視した手法での公立保育園民営化を違法とする司法判断が続いている。

(ア) 大東市の裁判事例では、重大な利害関係を有する保護者らの意見を聴取する機会を持つことなく、新保育園の保育内容や引継ぎの実施方法等についても希望や意見等を取り入れなかったことや児童発達における人的環境は大きく、信頼関係が重要であるが、3ヶ月の引継ぎ期間で数名の保育士が参加しただけでは信頼関係の構築が難しいこと等と認定した上で、児童の安全に重大な危険が生じかねない状況、児童の行動混乱が認められ、引継ぎの不十分さがあり、一方、児童も日時経過で落ち着いてきたこと等を総合的に考慮して、保護者への損害賠償を認めている。

(イ) 横浜地裁でも、「同意が得られない場合にはそのような利益侵害を正当化するだけの合理的理由とこれを補うべき代替的な措置が講じられることが必要である。」「多様なニーズに応えるため等の説明理由は、民営化を正当化する根拠としては不十分といわざるを得ない。」「民営化することの判断自体は、なお裁量の範囲内のことと解する余地もないではないが、(中略)平成16年4月1日に実施する

としたことは、その裁量の範囲を逸脱、濫用したものであり、違法である。」と判決が出されている。

- (ウ) 練馬区にあっても、光が丘第八保育園をめぐる住民訴訟が係争中であり、当事者である保育園児保護者の意見を十分に取り入れずに行政内部で拙速に民営化・委託化を強行し、保育の質を一時的であっても低下させ、子どもたちの心身に影響を与えた場合は、違法性が認定される。
- エ 現行の保育の質の確保を明言・確約しないままの計画強行は、第一次委託化からのあからさまな後退であり、特定の区民に不利益を強制するもので違法・不当である。
  - (ア) 委託化による保育の質の低下を享受する理由はない。光が丘第八保育園からの転園世帯は、二重の不利益を被っている。横浜地裁判決では、住民の保育所選択権について法的に保障されていると認定している。
  - (イ) 現行の光が丘第四保育園の保育の質の確実な担保について、十分な時間で合意形成し、保護者が安心・納得しうる保育の質が、公募条件、選定条件、契約条件のすべてにわたって具体的に明記され、区民にも保育事業者にも明示されてなければならない。しかし、募集要領案には、募集保育の質の担保は現行光が丘第四保育園の水準を基準にするとは盛り込まれておらず、具体的基準としては、「保育所保育指針」と「練馬区立保育園の保育水準」の2点のみで、この2点は、保護者に明示されたことは一度としてない。このような状態で一方的に公募スケジュールと募集要領案を提示されても、意見を言うことすらできない。
  - (ウ) 第一次委託化との差異は、応募資格でも明らか。全国からの応募では円滑で安全な運営は不可能である。
  - (エ) 他自治体では、安心感と信頼感を得るために、計画発表から実施までのスケジュールを練馬区の場合よりはるかに多く設定したり、住民との協働のもと、「民営化ガイドライン」を制定し民営化にあたって守るべき水準を明示、当面、対象事業者を社会福祉法人に限定している。にもかかわらず、こうした好例を採用せず、公募条件も後退し、光が丘第八保育園の混乱がありながら、保護者との合意形成をないがしろにして計画を強行することは、保育の質を担保しながら円滑な引継ぎの可能性を否定していることに等しい。
  - (オ) 保育園運營業務委託事業について長期継続契約を適用

するということについても、(中略)一方的に保護者に提示されており、手続きとして重大な瑕疵は明らかである。

(カ) 文書のやり取り等を通じた意見交換を一方的に打ち切り、保護者側からの提案を黙殺し、スケジュール調整もせず一方的に説明会を設定して説明責任を果たしたかの如き姿勢のまま、保護者の不安解消の実体的努力も保護者の要望もきちんと取り入れることなく公募および選定を強行し、契約を任意の事業者と締結しようとする行為は、地方自治法 242 条 3 項にあたる。

(2) 措置請求

ア 練馬区長に対し、光が丘第四保育園運營業務委託契約(準備委託契約も含む)の締結、及びそれに前置する事業者公募ならびに事業者選定作業等の中止を求める。

イ 練馬区長に対し、上記公募・事業者選定に要する費用相当額及び上記委託契約にもとづく委託料相当額の公金の支出一切をしないための措置を求める。

ウ すでに支出された公金については練馬区への返還を求める。

4 要件審査

本件請求は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 242 条第 1 項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、上記 3(2)アについては、当該契約の準備行為と判断できるので、監査の対象とした。

## 第 2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求の要旨および請求人の陳述から、つぎのとおりとした。

「相当の確実さを持って行われると予想される光が丘第四保育園運營業務委託の事業者選定に係る契約の締結(準備委託契約も含む)および公金の支出に違法・不当な点があるか。」また、「本件措置請求が法 242 条 3 項の規定に該当するか」を監査対象事項とした。

なお、募集要領によると、運營業務委託契約の適用対象となる期間は、平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの 3 年間であり、準備委託期間は、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの 1 年間であるが、区は事業者の公募に際して、事業者

選定に係る募集要領の決定文書により長期継続契約の適用について具体的に明示しており、なおかつ、保護者等への説明会や議会での陳情審査においてもその旨の説明を行っている。したがって、当該契約については、相当の確実さをもって行われると予想される契約と判断した。

## 2 監査対象課

健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課および保育課を監査対象課とした。

## 3 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課から関係書類の提出を求めるとともに、本件措置請求について事情聴取を行った。

## 4 請求人の証拠の提出および陳述

請求人に対し、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 19 年 12 月 28 日に証拠の提出および陳述の機会を設けた。

請求人は、陳述において本件措置請求の趣旨の補足を行った。また、その際に新たな証拠の提出があった。

## 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により本件措置請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課に対する調査の結果および判断の理由を述べる。

### 1 事実関係の確認

#### (1) 運營業務委託保育園選定に係る経費について

監査対象課から提出された資料によると、運營業務委託保育園の事業者選定に要する経費として支出された金額は、区民および保護者を対象とした説明会等の経費で、1,043,072 円であると判断できる。

#### (2) 光が丘第四保育園選定の経過について

##### ア 委託保育園の決定について

平成 19 年 6 月 8 日に、「区立保育園の運營業務の民間委託について」とする起案決定がなされ、添付された文書によるとその内容は、基本的考え方が示され、また、民間委託の概要として、運営事業者についてプロポーザル方式で指定管理者の選定基準を準用し、選定委員会を設置し、保育方針などの提案内容等を審査して決定することなどについて明記されている。

また、運營業務を委託する保育園および委託開始時期について、平成 21 年 4 月に豊玉第二保育園および光が丘第四保育園

とし、平成 22 年 4 月に北町保育園および高野台保育園としている。

#### イ 選定基準について

「区立保育園の運営業務の民間委託について」(平成 19 年 6 月 8 日決定)の文書および添付文書、ならびに平成 19 年 6 月 30 日、同年 7 月 1 日開催された説明会での配布資料「区立保育園の運営業務の民間委託について(説明会資料)」において、「選定については、地域特性やニーズを踏まえ、以下の点を考慮しました。

- ( 1 ) 延長保育の利用が見込まれること
- ( 2 ) 通園の利便性(主要鉄道駅至近)
- ( 3 ) 定員規模
- ( 4 ) 認証保育所等他の保育施設の周辺配置状況
- ( 5 ) 区立保育園の配置状況および地域バランス

とされている。

また、平成 19 年 9 月 14 日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その 4」の回答において、「光が丘地区内の委託園の選定に際しては、駅までの距離だけでなく、配置位置、施設の所有形態、改修計画、在園児状況、職員配置状況など総合的な見地から、実施園および実施年度を決定したものです。」との説明があった。

- ( 3 ) 光が丘第四保育園の事業者選定に係る保護者等への周知についての主な状況は以下のとおりである。

#### ア 説明会の実施について

平成 19 年 6 月 18 日付け監査対象課から保護者あて文書「区立保育園の運営業務の民間委託について」が配布され、同年 6 月 30 日、同年 7 月 1 日に「区立保育園の運営業務の民間委託について(説明会資料)」により説明会が行われた。

当該説明会資料の内容は、保護者だけでなく広く区民をも対象として、区立保育園の運営業務の民間委託を進めていくことおよび平成 21 年度から平成 28 年度までの 8 年間で計 16 園の委託化を予定していること、選定について考慮した点、対象園と年次の計画、今後のスケジュールの説明を行っているものである。

これに先立って、請求人である F から計画調整担当課長へ同年 6 月 25 日にファクシミリにより保護者のニーズ、待機児童、民間委託、既委託 3 園園長に対してのヒアリング調査、

委託業者の選定、保育利用者アンケート集計結果について 18 項目の質問があり、平成 19 年 7 月 9 日付け「区立保育園の民間委託について（回答）」により回答が行われた。

イ 個別説明会の実施について

光が丘第四保育園の保護者を対象に、平成 19 年 12 月 7 日（金）の夜間および同年 12 月 9 日（日）の午後に開催された。後者の説明会の開催時間は約 5 時間に及んでいた。

ウ 説明会をめぐる協議状況について

（ア）平成 19 年 7 月 6 日にファクシミリにて請求人である練馬区立光が丘第四保育園父母会会長 B ほか 1 名から保育課長あてに、「個別説明会の日程についての回答」が送付された。その内容は、平成 19 年 7 月 14 日および 15 日の個別説明会の日程は、ア同年 6 月 30 日実施の説明会の議事録が届いておらず内容の周知ができないこと。イ当日は連休で参加者が少ないと予想されることにより、承服できないこと。別紙にあげた要望事項の合意ができた後、日程調整や今後の話し合いについて改めて行いたいこと。同年 7 月 13 日までに回答すること。が記載されていた。

また、要望事項は、説明会での園舎の使用、会合の際の子どもたちの保育、施設の印刷機等の使用、日程は保護者子どもを優先とし、調整できるまで一切説明会を行わないこと、議事録の保護者全員への配布、質問に対する速やかな対応、今後の連絡は、例外なく文書で行うことであった。

これに対して、平成 19 年 7 月 12 日に、父母会での印刷用紙の負担、議事録の早期配布努力のほか、父母会との必要な調整を行いながら進めていく旨の回答があった。

（イ）光が丘第四保育園父母会および「光四保育を考える会」の質問への回答である平成 19 年 9 月 19 日付け文書「民間委託に関しての練馬区に対しての質問（2 回目）への回答の配布について」に際して、「文書のみやり取りでは、相互理解を深めることができないと考えております。従いまして、是非とも説明会（話し合いの場）を設定していただきますよう、重ねてお願い申し上げます。」と依頼していた。

（ウ）平成 19 年 9 月 26 日付け光が丘第四保育園父母会会長 B、光四保育を考える会代表 F 連名の保育課長へのメールにおいて、説明会（話し合いの場）について以下の理由です

ぐには応じられないとの記載があった。 現段階できちん  
とした説明が期待できないこと。 芋ほり、運動会などの  
行事が目白押しで当分日程の余裕がないこと。 保護者へ  
の回答についての議論ができなく、F個人への回答に関し  
ても全員に配布する時間的余裕がないこと。 説明会に関  
して保護者へのアンケートを行っていること。

- (エ) 平成 19 年 10 月 12 日に、請求人 F からの「民間委託に  
関しての練馬区との質疑応答」に対する回答である「区立  
保育園の民間委託について(回答)その 5」において、「文  
書による質疑応答のやり取りは、細部においてなかなか意  
思が伝わらず、回数がかさむばかりと前回も申し上げまし  
たが、今後は、説明会(話し合いの場)の中でやり取りをさ  
せていただきますようお願いいたします。」と依頼していた。
- (オ) 平成 19 年 10 月 28 日付け光が丘第四保育園父母会会長  
B、保育を考える会代表 F の連名の監査対象課長へのメー  
ルで、 陳情の結果を待って説明会の実施について慎重に  
検討したいこと。 他の 3 園での個別説明会での保護者要  
求について整理して光が丘第四保育園保護者に配布するこ  
と。として説明会開催の要請に応じることはできないとの  
回答があった。
- (カ) 平成 19 年 10 月 30 日付け計画調整担当課長から請求人  
F へのメールで 保護者へのアンケートの実施により同年  
11 月 17 日ないし同月 24 日に個別説明会の開催に向けて質  
疑応答に応じてきたこと。 事業者募集は 12 月中旬に行い  
たいこと。 議会陳情については見守っていくこと。 説  
明会の案内を全保護者に行うこと。が記載されていた。
- (キ) 平成 19 年 11 月 15 日付けおよび同月 23 日付け計画調整  
担当課長から請求人 F へのメールで、「早急にお会いして、  
やり取りをさせていただけないでしょうか。」との記載があ  
った。
- (ク) 平成 19 年 11 月 28 日付け光が丘第四保育園父母会会長  
B、保育を考える会代表 F の連名メールで 意見交換会の  
開催を望むこと。 児童、保護者の予定等を調整しないう  
ちに説明会の日時を決めた理由など 12 項目の質問に答え  
ること。が記載されており、同月 29 日付けメールで回答が  
行われていた。
- (ケ) 平成 19 年 12 月 10 日付けメールおよび添付文書で児童

- 青少年部長から光が丘第四保育園父母会会長 B、保育を考える会代表 F へ個別説明会での持ち帰り事項への回答があった。同回答において、同月 17 日までに要望を集約したい旨の記載があった。また、同月 15 日付け文書「区側募集要領について父母会臨時総会によせられた自由意見」が提出され、募集要領に加筆修正できる形での具体的提案については、「保護者側対案」に盛り込んであるとの記載があった。
- (コ) 平成 19 年 12 月 18 日付けの児童青少年部長から光が丘第四保育園父母会会長 B、保育を考える会代表 F への文書「区側募集要領について父母会臨時総会によせられた自由意見に対する回答」が行われた。
- (4) 光が丘第四保育園父母会等との協議についての主な状況は以下のとおりである。
- ア 平成 19 年 6 月 25 日にファクシミリで請求人 F から計画調整担当課長へ、説明会資料、待機児童、民間委託、区立保育園の運營業務委託検証結果報告書、受託業者の選定、保育利用者アンケート集計結果に関して 18 項目の質問があり、同年 7 月 9 日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)」により回答があった。
- イ 平成 19 年 7 月 19 日付けで請求人 F から計画調整担当課長へ民間委託の根拠、民間委託について、民間委託の選定、父母会の活動、保育利用者アンケート集計結果についてなど 40 項目(翌日分の追加を含む。)の質問があり、同月 31 日付け「区立保育園の民間委託について(回答)その 2」により回答があった。
- ウ 平成 19 年 7 月 23 日付けファクシミリで「光が丘第四保育園の民間委託についてのアンケートの集計より」が光が丘第四保育園父母会一同から保育課長へ送付され、66 項目の質問・意見が寄せられ、監査対象課長から同月 31 日付け「光が丘第四保育園の民間委託に対する質問について(回答)」が行われた。
- エ 平成 19 年 8 月 7 日付けファクシミリで「民間委託に関しての練馬区との質疑応答」が請求人 F から保育課長へ送付され、76 項目の質問があり、同年 8 月 20 日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その 3」により回答があった。
- オ 平成 19 年 8 月 25 日付けファクシミリで「民間委託に関

しての練馬区との質疑応答」が請求人Fから保育課長へ送付され、91項目の質問があり、同年9月14日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その4」により回答があった。

カ 平成19年9月4日付け文書「民間委託に関しての練馬区に対しての質問(2回目)」が光が丘第四保育園父母会および光四保育を考える会の連名により送付され、29項目の質問があり、同月19日付け文書「民間委託に関しての練馬区に対しての質問(2回目)への回答の配布について」により回答があった。

キ 平成19年9月27日付けメールで請求人Fから保育課長へ「民間委託に関しての練馬区との質疑応答」により97項目の質問があり、監査対象課長から同年10月12日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その5」が行われた。

ク 平成19年10月13日付けで請求人Fから保育課長へ「区立保育園の民間委託について(回答)その5」についての追加質問が行われた。同月19日に請求人Fからメールで監査対象課長へ「民間委託に関しての練馬区との質疑応答について」があり、同月21日にも追加のメールがあり、同月24日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その6」が回答され、同月26日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その6(追加分)」が回答された。

ケ 平成19年10月28日に請求人Fから文書「民間委託に関しての練馬区との質疑応答」により、76項目の質問があり、同年12月14日付け文書「区立保育園の民間委託について(回答)その6(案)」が行われた。

コ 平成19年12月5日付けで請求人である光が丘第四保育園父母会会長B、保育を考える会代表Fの連名で、監査対象課長へ「説明会で聞きたい事項です。」とする文書が提出され、その文書には18項目の質問が記載されていた。これに対して、同月7日付け文書で回答があった。

サ 平成19年12月7日付けで請求人である光が丘第四保育園父母会会長B、保育を考える会代表Fの連名で「以下のような意見を表明いたします。」として意見表明の提出があった。

シ 平成19年12月12日付けで光が丘第四保育園父母会会長

B、保育を考える会代表Fの連名で、児童青少年部長、監査対象課長へ「12月15日の臨時父母会総会のために確認したいこと」として8項目の質問があり、これに対して、児童青少年部長から同月14日付け文書「12月12日付けでいただいた質問に対して、回答いたします。」で回答があった。

ス このほか、細かいメールでのやり取りが複数あり、その内容は、資料要求や質問への回答に対するものであり、これらについては、監査対象課は資料の送付、回答などを行っていた。

(5) 区立保育園運営業務委託の検証結果について

平成19年5月9日付け決定の「区立保育園運営業務委託の検証結果について」に添付された「区立保育園の運営業務委託検証結果報告書」によると、「1検証の趣旨」において、「委託園4園に対して、状況調査、保育内容などの委託条件の達成状況、また新たなサービスの提供状況や民間委託の課題について検証を行い、今後の運営業務委託の参考とする。」とされている。また、検証の方法として、受託事業者のヒアリング、保護者の要望・感想の把握、実績・効果、改善すべき項目および今後の課題をあげ、それぞれの項目について、検証結果を記している。また、資料として、「『区立施設委託化・民営化実施計画(案)』に対する区民からの質問・意見および区の見解」、「平成18年度保育園利用者アンケート集計結果」、「プロポーザル募集要領比較」、「職員配置基準(経験年数等)比較」および「研修実績」が添付されている。

また、この検証結果については、平成19年7月10日に該当保育園の保護者全員へ配布され、他の保育園についても、閲覧用に2部配布されていた。

(6) 練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集について

平成19年12月5日付け決定文書の「練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領(案)(以下「募集要領(案)」という。)の制定について」によると、プロポーザルの趣旨として、「常に保育園児および保護者の視点に立って、効率的で質の高いサービスを提供できる事業者に委託すべく実施する。」としている。

また、応募資格については、「認可保育所を運営している法

人」としている。

委託の期間について、準備委託期間は平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで、運營業務委託期間は平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までとしている。

委託の内容については、保育園の運營業務としており、保育所保育指針(平成 11 年 10 月 29 日、児発第 799 号厚生省児童家庭局長通知)に基づくこと、「安全の確保」、「健康の保持」および「衛生の保持」などへの細心の注意を払うこと、「練馬区立保育園の保育水準」(平成 16 年 9 月 1 日付け)に準拠することなどが記載されている。そのほか、障害児保育、練馬区職員の連携関与、契約期間 3 年とすること、調理業務、保育サービスの条件などが明記され、そのほかの項目において、引継ぎ業務(準備委託)職員数等について記載されている。

また、平成 19 年 12 月 20 日に「練馬区立光が丘第四保育園運營業務委託プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)の制定について」が決定されている。なお、当該文書に添付された募集要領によると、保護者協議の結果を踏まえて取り入れるべきは取り入れるという姿勢にたって、プロポーザルの趣旨の項で、現行の光が丘第四保育園の保育水準を低下させることなく継承していくこと。円滑な引継ぎが最も重要な事項であること。保育計画および指導計画に基づき「安全の確保」等十分検討の上での応募を望むこと。等を修正しているほか、委託内容や職員配置、認可保育所運營業務事業への参加理由、現在運営している認可保育園に関する資料などの項目において変更が行われていた。

#### (7) 長期継続契約について

法第 234 条の 3 に規定されている長期継続契約は、従前においては電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供、不動産借用の契約にのみに限定されていたが、平成 16 年の法の改正により複数年度にわたる契約の対象が拡大されている。拡大された対象は「その他政令で定める契約」と定められており、同法施行令第 167 条の 17 の規定により「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされている。

法および同法施行令に基づき、区では、「練馬区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(以下「条例」と

いう。)」(平成 18 年 12 月練馬区条例第 74 号)を制定し、平成 19 年度から適用している。

条例第 2 条の規定において、「政令第 167 条の 17 の規定に基づく長期継続契約を締結することができる契約は、物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、つぎの各号に該当するものとする。」として、「(1)電子計算機を借り入れる契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約のうち練馬区規則(以下「規則」という。)で定めるもの」および「(2)庁舎等の設備保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約のうち規則で定めるもの」としている。

また、規則第 2 条の規定において、「条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める契約は、つぎに掲げる契約とする。」として、同条第 1 項において、「(1)電子計算機、事務用機器および業務用機器の借入れに関する契約、(2)自動車の借入れに関する契約、(3)前 2 号のほか、区長が適当と認めた契約」と定め、同条第 2 項において、「条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める契約は、つぎに掲げる契約とする。」として、「(1)電子計算機、事務用機器および業務用機器の保守に関する契約、(2)電子計算機処理に係るプログラムの保守および運用に関する契約、(3)庁舎の電気暖冷房等設備保守および通信施設保守に関する契約、(4)機械警備に関する契約、(5)前各号のほか、区長が適当と認めた契約」と定めている。なお、契約期間については、5 年以内とし、区長が必要と認めたものはその上限を超えて契約期間を定めることができることとしている。ただし、契約期間について、「練馬区長期継続契約運用方針」(平成 19 年 1 月 16 日)において、「役務の提供を受ける契約で、契約の適正な履行のため資機材の調達、労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務の委託に関する契約」は原則として 3 年以内とされている。

( 8 ) 保育所保育指針および練馬区立保育園の保育水準について

保育所保育指針は、平成 11 年 10 月 29 日付けで厚生省児童家庭局長から通知された文書であり、関係機関がこの保育指針に沿って、保育所における保育内容の一層の充実を図るよう指導するために作成された文書である。

その内容は、保育所における保育について、保育目標や保育方法、保育環境のほか保育計画や乳幼児の発達状況に対応した保育内容などについて明記されている。

また、練馬区立保育園の保育水準は、平成 16 年 9 月 1 日に作成された区立保育園での保育サービスに係る水準を明記した文書であり、その内容は、朝の受け入れ、室内あそび、戸外あそびなどの各場面での保育のねらい、配慮・安全対策などを具体的に記載している。

## 2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

「請求者 A 他 5 名による練馬区職員措置請求(練馬区立光が丘第四保育園に関するもの)に対する計画調整担当課および保育課の見解等

請求理由に対する計画調整担当課および保育課の反論・見解

区立保育園の運營業務の民間委託については、新行政改革プラン(平成 16～18 年度)に基づき、平成 16 年 3 月「委託化・民営化方針」を、16 年 9 月には「区立施設委託化・民営化実施計画」をそれぞれ策定し、既設の保育園については、平成 17 年 12 月に 1 園、平成 18 年 4 月に 2 園の運營業務を民間事業者へ委託し、平成 19 年度以降は、委託化する施設を増やしていくとしたところである。

また、平成 18 年度において、今後の運營業務委託の参考とするため、新設の 1 園を含む委託実施 4 園に対して検証を行い、今後当面、平成 21～28 年度の 8 年間に、区立保育園と私立保育園・民間委託保育園の割合が概ね半々となるように、16 園の運營業務を民間に委託することにより、保育サービス施設運営の効率化を図り、待機児童の解消や在宅子育て家庭の支援などの財源を確保し、保育サービスの充実を積極的に進めていくこととしたものである。

(1) 練馬区がきちんとした説明責任を果たしていないまま公募を強行することは違法・不当ですとの主張に対して。

6 月 30 日(土)および 7 月 1 日(日)に開催した説明会は、広く区民および保護者の方に対するものであり、そこでは保育園の運營業務の民間委託を進めていくことと、当面、区内での区営と民間事業者との構成比が概ね半々となるよう、平成 21 年度から平成 28 年度の 8 年間で、毎年 2 園ずつ委託を進め、計 16 園の保育園の委託化を予定していること、選定について考慮した点、対象園

と年次計画、今後のスケジュール等を説明したものであり、該当園の保護者の方の不安を解消する説明は、その後の該当園毎の個別説明会の中で行う予定であり、十分な説明であるとは感じられませんでしたという主張は当たらない。

12月7日(金)夜間および12月9日(日)午後の説明会は、最初から同一内容の説明会であること、どちらか都合がつく日に参加してもらいたいことをお知らせしており、主張は当たらない。

また、9月19日付けの父母会等からの2回目の質問に対する回答の際に、是非とも説明会(話し合いの場)を設定して欲しいとのお願いをしたが、9月26日付けのメールで、保護者の意向のアンケートの結果から話し合いを経てどのようにするか決定するとの返事があり、また10月28日付けのメールで、議会へ陳情を提出しており、その審査の結果を待って説明会の実施について慎重に検討したいとの連絡があった。

そのため、10月30日付けのメールにより、11月中の個別説明会の開催の案内を全保護者にさせていただくとのお願いをし、11月6日付け保護者宛の「保護者説明会を開催いたします」との文書で、11月17日(土)午後2時からの案内を送付したが、参加意向の確認の中で、35名の回答中出席者が0名ということで、延期をし、11月15日以降、代表者と会って調整させていただきたい旨メールで発信をしており、一方的に強行された説明会との主張は当たらない。

委託実施園の選定にあたっては、地域特性やニーズを踏まえ、延長保育の利用が見込まれること、通園の利便性(主要鉄道駅至近)、定員規模、認証保育所等他の保育施設の周辺配置状況、区立保育園の配置状況および地域バランス、施設状況を考慮して選定したものであり、どの園をどの時期にということは、総合的に勘案して選定したものであり、選定基準が不明朗であるという主張は当たらない。

豊玉第二保育園は、当初スケジュールでは、併設の旧都営住宅の建て替えが平成21年2月竣工ということで、平成21年4月実施としていたところだが、スケジュールがずれ込み、平成21年7月竣工となったことから、委託時期を1年変更したもので、光が丘第四保育園の委託時期を変更する理由はなく、主張は当たらない。

周知期間や回数については、何か月必要とか、何回行えば良いというものではないと考えており、具体的な数字として提示する

のは適当ではないと考えているが、「委託実施園公表後、速やかに全体説明会を地区毎に開催するとともに、直近の実施園に対しては、委託の考え方、委託園の選定基準、委託の効果、事業者選定の考え方、引継ぎの考え方等について、概ね6か月の間に3・4回程度の説明会を開催し保護者の理解を図る。」という考え方で進めていた。

この間、保育を考える会代表の方からの6回394問におよぶ質問に対する回答、および父母会からの2回91問の質問に対する回答を通じて、理解を深めていただけてきたと考えており、主張は当たらない。

- (2) 練馬区が第一次委託化のきちんとした検証をしないまま公募を強行するのは違法・不当ですとの主張に対して。

検証の趣旨は、委託園4園に対して、状況調査、保育内容などの委託条件の達成状況、また新たなサービスの提供状況や民間委託の課題について検証を行い、今後の運營業務委託の参考とするため実施したものである。

検証にあたっては、該当園の元園長からのヒアリング、受託事業者の施設長(園長)等からのヒアリング、在園児の保護者に対するアンケートによる要望・意見・感想等の把握を行った。また該当園の元保育士等からも話を聞くなども行っており、当該園保護者が参画していないとの主張は当たらない。

プロポーザルによる事業者募集は、12月下旬から概ね1か月、選定に概ね1か月半ということで、9月下旬には、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県認可保育園を運営する1,000を超える社会福祉法人に、また10月には株式会社にも「練馬区立保育園の運營業務の民間委託計画のご案内と受託意向アンケート調査へのご協力について(依頼)」を送付し、受託意向を把握することに努めており、排除するような計画という主張は当たらない。

- (3) 子どもたちと保護者を無視した手法での公立保育園民営化を違法とする司法判断が続いていますとの主張に対して。

引継ぎ期間に十分な引継ぎが出来るよう、準備委託期間を概ね1年設定し、園長予定者や主任予定者、各クラスリーダー予定者などの事業者側の主要な職員が、年間を通しての保育園での子ども様子を把握するとともに、保護者とのやり取りを通じて信頼関係を構築し、最終引継ぎ期間の3か月は、段階的に事業者職員を配置し、チームワークの醸成や、朝夕保育を経験する中で、子どもと慣れ親しむことにより、4月以降の委託開始に備え準備を

進めることから、十分な対応を取れると考えているので、主張は当たらない。

練馬区においては、大東市や横浜市のような公立保育園の民営化、廃園処分ではなく、運営業務の委託であり、区立保育園としての基準である職員配置等を受託事業者に求めており、主張は当たらない。

- (4) 現行の保育の質の確保を明言・確約しないままの計画強行は、第一次委託化からのあからさまな後退であり、特定の区民に不利益を強制するもので違法・不当ですとの主張に対して。

現行の光が丘第四保育園の保育水準を低下することなく継承していくことを基本に、常に保育園児および保護者の視点を第一に考え、かつ効率的で質の高いサービスを提供できる事業者に託すべく、プロポーザル方式で実施するものであることから、委託化による保育の質の低下が明らかなような主張は当たらない。

応募資格については、ホームページに掲載し、また遠方の事業者からの問い合わせ等もあったことから、応募の段階では、地域や事業者の法人形態にとらわれずに広く門戸を開き、良い事業者が多く応募いただく中で、適正かつ良好な運営ができる事業者を選定することとしており、主張は当たらない。

12月7日(金)18時30分～20時50分頃まで、9日(日)14時～18時50分頃までの個別説明会において意見交換を行い、12月17日(月)までプロポーザル募集要領(案)に対する意見・要望を受付けることとし、その意見・要望について、18日(火)18時15分～19時50分頃まで意見交換会の中で受け入れるものと、そうでないものとの説明等のやり取りを行っており、保護者の要望を取り入れることなくという主張は当たらない。」

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課からの事情聴取等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

- (1) 本件請求は、事業者選定に係る契約や公金の支出などの財務会計行為に関して、当該財務会計行為を前提として、説明会での説明やすでに委託された施設の検証等の非財務会計行為(以下「先行行為」という。)について、その先行行為の違法性・不当性を主張することにより、当該財務会計行為の違法性を問題にしている。この場合、先行行為との関係において、事務監査請求制度との関係を踏まえ、先行行為の性質、違法・不当事由の内容、先行行為と財務会計行為との関係等を総合的に考慮し、

当該財務会計行為が財務会計の適切な執行の確保の見地から見  
過ごすことのできない瑕疵があるとき、または、先行行為に重  
大かつ明白な瑕疵がある場合について、当該財務会計行為も違  
法・不当性を帯び、住民監査請求の対象となると解すべきもの  
とし、以下のとおり判断することとする。

(2) 請求人は、「練馬区がきちんとした説明責任を果たしていな  
いまま公募を強行することは違法・不当である。」と主張してい  
るので、この点について、判断する。

ア 請求人は、違法・不当の根拠として、平成 19 年 6 月 30 日  
に開催された説明会での説明内容が十分でないことおよび同  
年 12 月 7 日と同月 9 日に一方的に強行された説明会は、同一  
内容を反復するのみで、到底説明責任を果たしているとはい  
えないと主張している。

しかしながら、事実関係の確認(3)アのとおり、この前  
者の説明会では、委託の計画について、平成 20 年 4 月から準  
備委託を行い、1 年間の準備委託期間での運営を経て、運営  
業務委託にいたるといふ委託の全体計画および準備委託に係  
る事業者選定に関する説明として行われていると判断できる。

また、監査対象課の説明によれば、「該当園の保護者の方の  
不安を解消する説明は、その後の該当園毎の個別説明会の中  
で行う予定であり」としている。また、その後の光が丘第四  
保育園父母会ならびに請求人 F とのメール等でのやり取りの  
経過をみると、委託に係る全般的説明、その次の段階である  
園ごとに直接の保護者を対象とした個別説明会という手順を  
踏もうとしていることがわかる。

後者の説明会は、個別説明会として実施されており、当該  
保育園の保護者を対象として、平成 19 年 11 月 28 日付け文書  
において、「父母会からの 2 回のご質問および保護者代表の方  
からの 5 回のご質問に文書で回答してまいりましたが、事業  
者の募集に向けて、選定委員会や募集要領も含め、保護者の  
皆さまに直接、区の考え方をご説明するとともに、ご質問に  
もお答えいたしたく」と説明会の開催の趣旨が記述され、「両  
日とも同内容の説明になりますので」として同じ内容の説明  
を行う旨も表明されている。

説明会の実施やどのような説明の手順を選択するかは、行  
政の裁量に属するところであるが、区が保護者や区民の理解  
を得るために説明会を実施したことは明らかであると認めら

れる。なおかつ、事実関係の確認(3)イおよびウのとおり、光が丘第四保育園父母会ならびに請求人Fとの間での多量かつ詳細な質問に対する回答の経過、説明会の開催についての依頼などの経過で明らかのように、請求人の主張するように一方的に実施されたものではないものである。また、これまで区が依頼しても説明会が行われなかったのは、父母会等の事情により調整が整わなかったものと判断できる。

こうした説明会については、保護者理解のもとに手続きを進めるという練馬区の基本的な考え方を表明しているものであるといえる。したがって、説明会の手順の選択や説明の内容に区の裁量行為に逸脱や濫用などの違法・不当は認められない。

イ つぎに、請求人は、光が丘第四保育園が対象となった合理的理由が示されておらず、選定基準が不明朗であること。同時期に予定されていた豊玉第二保育園の委託時期は1年延期されており、光が丘第四保育園だけが強行される合理的理由がなく、著しく不公平で差別的扱いであると主張している。

しかし、事実関係の確認(2)のとおり、平成19年6月18日付け文書「保護者の皆様へ 区立保育園の運営業務の民間委託について」においては、保育園委託に関しての対象園の選定の考え方が示されている。

また、豊玉第二保育園の委託時期の変更は、当該施設の建替え工事に伴うスケジュール調整によるものであると認められることから、光が丘第四保育園の場合と条件が違っており、同一に比較することはできない。よって、請求人の主張は当を得ていない。

ウ また、請求人は、対象園の公表から公募までの6ヶ月の短期間に個別説明会を2～3回という当初計画は、保護者区民に理解を得るのに必要な回数ではないこととの主張をしている。

しかしながら、監査対象課の説明によれば「保育を考える会代表の方からの6回394問におよぶ質問に対する回答、および父母会からの2回91問の質問に対する回答を通じて、」と述べているように、多量の質問に対して誠実に回答を行っていることが認められる。

これらのことから、当初計画を超えると認められる文書・メールでの質疑応答がなされていることから、請求人の主張

には理由がない。

(3) つぎに、「練馬区が第一次委託化のきちんとした検証をしないまま公募を強行するのは違法・不当です。」との請求人の主張について判断する。

ア 請求人は、光が丘第八保育園の混乱した状況がつぶさに保護者に伝わっており、不安を解消するだけの説明が明示されていないことや第一次委託化の検証結果は表面的なもので、著しく不合理、不適切で区民への説得力に乏しいことを違法・不当の理由としている。

しかしながら、検証結果については、事実関係の確認(5)のとおり、今後の運營業務委託の参考とするために、平成17年12月以降、順次委託を実施している4園に対して、状況調査、保育内容などの委託条件の達成状況、新たなサービスの提供状況、民間委託の課題などについて行ったものであることがわかる。

その検証結果は、委託を行った保育園の保護者のほかそれ以外の保育園へも配布されており、周知を図っていることが認められる。

また、これらの検証の結果、準備委託期間や引継ぎ内容の整理、フォロー期間、優良な委託事業者の確保、第三者評価の受審、転園希望者への指数加算などの改善項目や課題が明らかにされており、これらを踏まえて、準備委託期間や引継ぎ方式、公募のあり方などの改善が行われていると認められる。

したがって、区が行った当該検証は適切に行われているものと判断できる。請求人は、これらの検証を評価して「表面的なもの」で、「著しく不合理、不適切」と主張しているが、その主張は、請求人の独自の見解の表明に過ぎないといえる。

イ また、請求人は、公募から準備委託までの期間が応募事業者から見ても不十分で、限られた株式会社の応募しか考慮していない計画であり、良心的に運営している事業者の多数をあらかじめ排除する計画であることなどを違法・不当の理由としている。

しかしながら、事実関係の確認(6)のとおり、「募集要領(案)」および「募集要領」によると、応募資格は、「認可保育所を運営している法人」としており、特定の業者の排除を前提にしていないことは明らかである。

区が地域を特定せずに広く保育園運営業務委託事業者を募り、最適な事業者を選定するという手法は、地方自治体における契約に関するあり方からいえば、その効率性や経済性、品質の確保などの観点から当然のことである。

したがって、広くプロポーザル方式による契約という方式の選択は合理的であり、「良心的な事業者の多数をあらかじめ排除する。」という請求人の主張は当たらず、請求人の独自の見解を述べたものにすぎないといえる。

また、「募集要領(案)」および「募集要領」によると、引継ぎ期間中の職員配置について、園長、主任、クラスリーダー保育士(各予定者)については、平成20年4月から週1回程度配置し、平成21年1月からは月20日程度配置すること。

その他の保育士については、平成21年1月から保育士を段階的に月20日程度配置すること。看護師、栄養士、調理については、平成21年2月から月20日程度配置すること、また、用務については、平成21年3月から月20日程度配置することと明示されている。したがって、平成20年4月から同年12月までの間は、事業者の主要な職員が当該保育園に勤務するほか、引き続き、区の職員が保育実務を担うこととなる。このことから事業者に雇用された保育士等が日常的に受託した業務に従事するのは、平成21年1月以降になると判断できる。

したがって、事業者が行う準備委託に係る人材の確保等の手続きについては、十分に工夫できる余地があるといえる。

これらのことから、必ずしも、「公募から事業者選定および、準備委託までの期間は、応募事業者側から見ても非常に不十分」との請求人の主張については、十分な論拠があるとはいえない。

(4) つぎに、「現行の保育の質の確保を明言・確約しないままの計画強行は、第一次委託化からのあからさまな後退であり、特定の区民に不利益を強制するもので違法・不当です。」との請求人の主張について判断する。

ア 請求人は、陳述での補足説明を含めて、委託化による保育の質の低下を享受する理由はないとして、保育所選択権について法的に保障されているにもかかわらず、光が丘第八保育園からの転園世帯が二重の不利益をうけていることを主張しているが、この請求の内容は、本件措置請求の内容には直接当たら

ず、その主張を認めることはできない。

イ また、請求人は、「保育の質の確実な担保について、十分な時間で合意形成し、保護者が安心納得しうる保育の質が、公募条件、選定条件、契約条件の全てにわたって具体的に明記され、区民にも保育事業者にも明示されてなければならないこと」、および「募集要領案には、募集保育の質の担保は現行光が丘第四保育園の水準を基準にするとは記載されておらず、具体的基準としては、「保育所保育指針」「練馬区立保育園の保育水準」の2点のみであり、かつ、この2点は、保護者に明示されたことは一度としてないこと。このような状態で一方的にスケジュールと募集要領案を提示されても、意見を言うことすらできないこと」などを主張している。

保育の質については、実質的には、物理的設備、人的体制、保育の方針などの条件により具体化するものと考えられる。

ところで、「募集要領(案)」および「募集要領」の委託内容の項には、「保育所保育指針」に基づくこと、および「練馬区立保育園の保育水準」に準拠することが明記されている。特に、「練馬区立保育園の保育水準」においては、保育所における保育サービスの具体的な内容や手順などが記載されており、保育の実務面に係る詳細な手引きとなっていることから、保育の質たる内容を含むものであるといえる。また、保育事業の委託に際しての物理的設備や人員体制については、児童福祉法の適用を受ける施設として、認可保育園としての基準を前提にすることは当然である。したがって、保育の質は確保されるものと判断できる。

また、事実関係の確認(4)より、区は、請求人および光が丘第四保育園父母会との質疑応答などを通じて、保護者の理解を得るべく努力していると判断でき、事実関係の確認(3)によれば、これらの説明について区が説明会の開催を呼びかけているにもかかわらず、実態的に拒否してきているのは請求人らであることは、明らかである。

したがって、「こういう状態で、一方的に公募スケジュールと募集要領案を提示されても、意見を言うことすらできません」とする請求人の主張は認めることはできない。

ウ また、請求人は、「こうした好例を採用せず、公募条件も後退し(中略)現行の保育の質を確実に担保しながら引き継ぎをなしうる可能性をあらかじめ否定している。」と主張している

が、この主張の趣旨は、本件事業者選定について、すでに行われている保育園委託の条件と差異があることが不当であるとの主張と解することができる。

しかしながら、どのような条件を設定あるいは採用するかは、きわめて行政の裁量の範囲において行われる事項である。

今回の条件の主な変更点は、公募事業者の資格および契約期間にあるが、公募事業者の資格については、前回と比べてより広範な地域からの応募を可能にしており、契約期間は、3年としている。

広く公募を行うことの意義は既に述べたとおりであり、また、契約期間についても、条例および規則に基づいた運用であり、総じて、本件事業者選定に係る公募条件のいずれも違法・不当はない。

エ また、請求人は、「保育園運営業務委託事業について長期継続契約を適用するということについても、(中略) 一方的に保護者に提示されており、手続きとして重大な瑕疵は明らかです。」と、保護者に一方的に提示したという手続きの重大な瑕疵を主張している。

しかしながら、長期継続契約については適用すべき契約の内容が定められた条例および規則の定めに基づいた契約であり、長期継続契約の適用について保護者に提示・説明を行ったことが、手続き上の重大な瑕疵とならないことは明らかである。

したがって、当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される本件契約の締結に係る前提として位置づけている先行行為には、違法・不当は認められない。

(5) つぎに、請求人の「すでに支出された公金については、練馬区への返還を求める。」との主張について判断する。

本件措置請求に係る既に支出された額は、事実関係の確認(1)のとおり、1,043,072円であると判断できる。しかしながら、既にみてきたように、本件請求には理由がないことから、認めることはできない。

(6) 最後に、意見交換を一方的に打ち切り、提案を黙殺し、スケジュール調整もせず一方的に説明会を設定して説明責任を果たしたかのごとき姿勢のまま、保護者の不安解消の努力も保護者の要望もきちんと取り入れることなく公募選定を強行し、契約を締結しようとする行為は、自治法242条3項に当たるとの請求人の主張について判断する。

ア 法第 242 条第 3 項の規定は、「第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによって人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。」と定めている。

イ よって、まず、本件における公金の支出および契約の締結（当該行為がなされることが相当の確実さを持って予測される場合を含む。）に相当する行為に、違法であると思料するに足りる相当の理由があるかについて判断する。

すでに述べてきたように、本件当該行為には、違法はもちろん不当は見られないことから、違法であると思料するに足り得る相当の理由がない。

ウ また、「当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害」については、当該財務会計行為を直ちに差し止めなければ地方公共団体の財政全体に重大な影響が生じるため、その回復が事後的に困難な場合をいうものとされている。

しかしながら、請求人の主張する回復困難な損害とは、いわば保育を受ける権利という観点からの抽象的な損害と解することができる。したがって、区の財産上の損害とはいえず、区の財産上の損害が不明確であることから、「回復の困難な損害」があるとはいえない。

よって、同規定の適用はなく、暫定的な停止勧告の必要がないものと判断した。

(7) なお、請求人は、「子どもたちと保護者を無視した手法での公立保育園民営化を違法とする司法判断が続いています。」として、複数の司法判断を違法性の根拠として主張していると解される。

しかしながら、これらの司法判断については、大東市の判決においては、保育契約を前提に、この公法上の契約に対する不履行に対して損害賠償を認めたものである。不履行の内実として、引継ぎ期間が3ヶ月であったこと、既存園の保育

士による新園での支援体制などに適切さを欠いていたとの認定に基づくものである。

これまでの区の説明によれば、こうした公法上の契約の不履行という事態を引き起こさないための具体的な区の対応を提案しており、かつ、これらの提案に対して、今後、協議しつつ理解を得ていくという区の姿勢が明確に示されている。

また、横浜地裁の判決は、条例による保育園の廃園処分を違法としたが、当該廃園処分の取消しを求める請求は棄却したもので、当該事案は控訴審において裁判が係属している。

これらの司法判断は、住民訴訟のような客観訴訟ではなく主観訴訟として行われており、個別具体的な事案に対する法的判断である。近時の司法判断に注目することは必要であるが、本件とは事情が異なるものといえる。

以上により、本件事業者選定に係る契約および公金の支出については不当・違法性がなく、かつ財務会計上の損害が発生しておらず、また発生する可能性もない。

したがって、請求人の「公募・事業者選定に要する費用相当額および上記委託契約にもとづく委託料相当額の公金の支出一切をしないための措置を求める。」との主張および「すでに支出された公金については練馬区への返還を求める。」との主張には、十分な論拠がなく認めることはできない。よって、請求を棄却するのが相当であると判断する。